

(事後審査型) 公立佐賀中央病院売店運営事業に関する公募型プロポーザル実施要項

1 目的

公立佐賀中央病院（以下「新病院」という。）の施設内において、売店・入院セット・自動販売機等の利便サービスを設置・運営する事業者（以下「事業者」という。）の優先交渉権者を選定するために公募によるプロポーザルを実施する。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式による優先交渉権者及び次点者を決定する。

3 事業概要

(1) 事業名 公立佐賀中央病院売店運営事業

(2) 実施場所 佐賀県多久市東多久町大字別府3562番地

(3) 事業内容

公立佐賀中央病院の施設内において、下記サービスを提供するために必要な備品等の配置を行い、所定の期間にわたり、以下の利便サービスを運営する。

ア 売店（コンビニエンスストアを含む）運営

イ 自動販売機設置、管理

ウ 入院セット受付、貸出業務

エ その他 ※提案により採択されたサービス等がある場合

オ 事業者は、利便サービスの提供を売店、入院セット、自動販売機及びその他の提案により採択された事業の運営以外の目的に使用してはならない。

カ 貸付期間の満了又は契約の解約その他の事由によってこの契約が終了したときは、事業者は、遅滞なく、貸し付け時の状態に復し、返還しなければならない。

4 賃貸借料

賃貸借料は、本提案の優先交渉権とそれぞれの利便サービス内容に応じて協議して決定する。

5 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、契約期間において事業を遂行する能力を有し、かつ、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。なお、法人及び個人の別は問わない。

また、本サービス提供の一部の設置・運営をその他の事業者が実施する場合又は複数の事業者による事業体（以下「事業体」という。）を構成し実施する場合は、本事業に参加する全ての事業者が次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (3) 本プロポーザルの参加表明書を提出した時点において、多久市及び小城市において指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 租税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 本プロポーザルの参加表明書を提出した時点において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）関係法令による行政処分等の措置を受けた者でないこと。

6 プロポーザルにおいて提案を求める事項

本実施要項の内容を基本として、次に掲げる事項について事業者の提案を求める。

(1) 基礎的事項

ア 事業における実績

- ① 本病院と同規模の医療機関における売店運営の実績

イ 事業経営に関する事項

- ① 運営方法、職員配置計画、勤務体制
- ② それぞれの利便サービス施設及び運営業務の収支見込み、運営費用

(2) プロポーザル提案事項

提案内容については、公立佐賀中央病院売店事業仕様書に添った提案とする。

(3) プロポーザルの提案に係る費用負担

プロポーザルに係る費用は全て参加者の負担とする。

7 スケジュール

主な日程は、次のとおりとする。

公 告	令和7年4月25日（金）
資料配布	令和7年4月25日（金）～令和7年4月30日（水）
質問受付	令和7年4月25日（金）～令和7年4月30日（水）
質問回答	随 時 令和7年5月2日（金）までに回答

企画提案書の提出日	令和7年5月8日（木）
プレゼンテーション及びヒアリングによる提案	令和7年5月12日～16日のいずれか1日
審査結果通知	全ての参加事業者に通知
資格審査	契約締結前に優先交渉権に対して審査する
契約の締結	令和7年5月中

8 プロポーザルに関する関係書類の配布

（1）配布期間

令和7年4月25日（金）から令和7年4月30日（水）まで。

（2）配布方法

令和7年4月25日（金）に多久小城医療組合ホームページに掲載する。

(<https://www.taku-ogi-hp.or.jp>)

（3）質問書の提出手続

参加表明書及び企画提案書の作成又は提出に関して質問がある場合は質問書【様式3】により提出すること。

ア 提出期限 令和7年4月25日（金）～令和7年4月30日（水）午後5時必着

イ 提出先 (E-mail) hospital@taku-ogi-hp.or.jp

ウ 提出方法 電子メール（送信後、電話にて担当部局へ確認を行うこと。）

エ 質問に対する回答

随時。令和7年5月2日（金）までに多久小城医療組合のホームページに掲載する。

9 参加表明書・企画提案書の提出

（1）参加書類

ア 参加表明書【様式1-1】

イ 営業概要書【様式1-2】

ウ 実績調書【様式1-3】

（2）提出書類

ア 提案書表紙【様式2-1】

イ 企画提案書【任意様式（A4版ヨコ・片面印刷）】

ウ 収支見込（内訳書）【任意様式（A4版タテ・片面印刷）】

（3）提出部数

正1部、副7部、計8部

（4）提出方法および提出期限

持参または郵送による。令和7年5月8日（木）午後5時までに必着とする。

1 0 参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出された企画提案書その他の書類（以下「提出書類」という。）の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。
- (3) 提出書類は、訂正、追加及び再提出はできない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (6) 提出書類は、プロポーザル参加資格の確認及び企画提案内容の審査以外には使用しない。

1 1 失格要件

プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 優先交渉権者を選定する日までの間にプロポーザルの参加資格に掲げる事項を満たさなくなったとき又は社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。
- (2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていたとき。

1 2 受託に係る優先候補者の選定に係る審査

(1) プレゼンテーションの実施

- ア 実施日 令和7年5月12日～16日のいずれか1日
- イ プレゼンテーションへの出席は、3名以内とする。共同体による参加の場合も同じ。
- ウ 提出された提案書の内容について、具体的に説明すること。
- エ 説明資料の当日配布は認めない。
- オ パソコン等を使用する場合、プロジェクター及びモニターは、事務局が用意する。

(2) プレゼンテーションの留意事項

- ア 提案時間は、1提案者当たり30分程度を予定。
(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)
- イ 説明用の機器（パソコン等）は持参すること。
- ウ 説明に必要なレーザーポインター類は持参すること。
- エ プレゼンテーションの順番等については当方より連絡する。
- オ プレゼンテーション等に用いる資料は、企画提案書の内容のみとする。
- カ 企画提案書を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施の前日までに、文書（任意様式）により、辞退届を提出すること。

1 3 提案審査・選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定

事務局は、各委員の得点の合計を合算した総合得点をもとに順位を決定し、選定委員会にて協議を行ったうえで最も評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。

また、次に評価の高い者を次点者として内定する。

(2) 優先交渉権者の基準

提案者の評価点の合計の70%を最低基準点とし、下回った場合は失格とする。

また、提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを行う。

(3) 評価項目・評価事項

評価項目	提案書評価項目
企業の経営状況・受託実績	安定的で堅実な経営がなされているか
	病院内売店実績がどの程度あるか
従業員に対する教育体制	従業員に対しての接遇、業務、知識等の教育充実について
本事業におけるコンセプト	店舗運営のコンセプト・基本的な取り組み姿勢について
提供する商品等について	提供予定である商品の提案内容について
提供予定するサービスについて	提供予定であるサービスの提案内容について
利用者への配慮・ニーズへの対応について	売店運営における利用者への配慮事項、利用者満足度向上に資する取組内容について
衛生管理	弁当などの食品の管理、清掃方法の取組について
環境に配慮した取組について	電気等のエネルギーの節約・省エネ、食品ロスの取組について
地域への貢献度	地元業者の活用（商品仕入れ等）地元人材の活用等
災害、緊急時の対応	当院への協力方針について
職員業務負担軽減	職員業務負担軽減に取組について
自由提案	上記以外について

1 4 審査結果の公表、通知

(1) 審査結果については提案者全員に通知する。

(2) 多久小城医療組合ホームページにて公表する。

1 5 審査に関するその他事項

(1) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び事務局関係職員に対する営業活動を禁止する。

(2) 提出書類は、提出者に無断で事業者選定以外の目的に使用しない。

(3) 提案書提出後の書類の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

ただし、記載漏れ等による補正を求めた場合を除く。

- (4) 参加者は選定委員会の審査結果に対し一切の苦情を申し立てることはできない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立て又は選定結果の開示を理由とした他の提案者の提案書等の閲覧の申し出は受け付けない。

1.6 資格手続

優先交渉権者となった者は、次のとおり資格審査書類各1部提出しなければならない。

但し、多久市または小城市に指名競争入札参加資格登録がなされている者は下記(1)ウ〜クまでの書類提出は免除とする。

(1) 提出書類

	提出書類	法人 (事業体)	個人	備考
ア	事業者概要書	○	○	任意
イ	定款	○		最新のもの
ウ	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○		法務局発行のもので、発行後3か月以内のもの
エ	決算関係書	○	○	直近のもの
オ	印鑑証明書	○		法務局発行のもので、発行後3か月以内のもの
カ	身分証明書		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3か月以内のもの
キ	印鑑登録証明書		○	代表者の住民登録のある市区町村発行のもので、発行後3か月以内のもの
ク	住民票		○	代表者の住民登録のある市区町村等発行のもので、発行後3か月以内のもの
ケ	市町村税に滞納がないことの証明書	○	○	所在市町村等発行のもので、発行後3か月以内のもの
コ	消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書	○	○	税務署が発行する「納税証明書(その3未納額のない証明用)」で、発行後3か月以内のもの

- (2) 提出方法 持参によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない

1 9 資格の確認等

参加資格要件に該当するか確認を行い、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。

1 7 問合せ及び書類提出先

〒846-0012

佐賀県多久市東多久町大字別府 3 5 6 2 番地

多久小城医療組合 事務局（総務係）

TEL 0952 (20) 0362

(E-mail) hospital@taku-ogi-hp.or.jp

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 2 5 日から施行する。